

議案第26号

令和5年度狭山市下水道事業会計予算

予算別冊のとおり

令和5年2月22日提出

狭山市長 小谷野 剛

# 令和5年度狭山市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度狭山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	60,660戸
(2) 年間総排水量	19,200,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均排水量	52,459 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
① 汚水管渠整備事業	178,560千円
② 雨水管渠整備事業	127,000千円
③ 雨水管渠改良事業	211,860千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,507,441千円
第1項 営業収益		2,153,160千円
第2項 営業外収益		1,354,280千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		3,186,298千円
第1項 営業費用		2,956,561千円
第2項 営業外費用		228,178千円
第3項 特別損失		559千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,261,339千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,190千円、過年度分損益勘定留保資金802,272千円、減債積立金423,877千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		743,431千円
第1項 企業債		513,900千円
第2項 他会計負担金		35,856千円
第3項 国庫補助金		153,300千円
第4項 工事負担金及び分担金		21,374千円
第5項 寄附金		19,000千円
第6項 固定資産売却代金		1千円

支 出

第1款 資本的支出	2, 004, 770千円
第1項 建設改良費	1, 184, 876千円
第2項 企業債償還金 (企業債)	819, 894千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業費	千円 338, 100	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	借入先の融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
流域下水道整備事業費	175, 800	同上	同上	同上
計	513, 900			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費213, 667千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、434, 000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、17, 597千円と定める。